



DV・ストーカー被害者支援策に

令和8年度当初予算で、8億6,773万円を計上

神奈川県は川崎ストーカー事件を受け、令和7年6月、11月に当事者目線のDV・ストーカー被害者支援のあり方について県民とのシンポジウムを開催し支援施策について方向性を説明。参加者から「支援者が積極的に動くためにも、県が条例といった普遍的な決まりを作り、社会全体で被害者を守っていくこと」などの意見や6月に開催した支援調整会議を通じて把握した「被害を受けている当事者や支援者などからの意見」や、さらには県議会厚生常任委員会における「早急に具体的な支援施策の充実の要望」などを踏まえてDV・ストーカー被害者支援の強化を図るために、令和8年度当初予算でDV・ストーカー被害者など問題を抱える女性等の支援に8億6,773万円を計上しました。

**被害を受けている当事者や支援者等の意見を踏まえ、
社会全体で守ることができるよう、支援の課題を整理し、
当事者目線に立った取組みを進める対応へ、以下を強化していきます。**

- ① 広報の強化 支援の仕組みの周知広報(令和7年11月に一部先行実施)
- ② 行政や警察の連携強化 関係機関における連携を強化、県警察職員、女性相談支援員等へ研修の充実強化
- ③ 相談支援体制の強化 弁護士等による相談支援の仕組みの構築。DV・ストーカー被害相談センターの設置
- ④ 一時保護・自立支援機能の強化 被害者の多様なニーズを踏まえた一時保護機能拡充
- ⑤ 加害者対応の強化 加害者への対応・アプローチについて、学識者、医療機関、支援機関等による対応策を検討
- ⑥ 推進体制 共生推進本部室にDV・ストーカー被害対策担当部署として、警察本部からの派遣職員や局内関係部署の職員を迎えて特別チームを立ち上げ推進体制を強化(令和7年10月1日に発足)

普遍的な仕組みづくりについて 《現状の課題》

DV・ストーカー被害に対応するための法律として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)」がありますが、各法の所掌範囲や目的が異なるため、国、都道府県、市町村、警察、民間団体、市民の役割や具体的な連携方法などが不明瞭で、被害に苦しむ人々に対して、十分な効果が得られているとは言い難い状況です。

既存の法律や制度があっても十分に機能しなかった現実を踏まえ、被害者の生命・身体の安全を最優先の価値として明確に位置付け、自治体間で支援内容に差が出ないように、条例で方向性と一定水準を示すことが重要だとの意見が出されています。

DV・ストーカー被害者支援と困難な問題を抱える女性支援

生活困窮や家族の問題、心身の不調など、様々な困難な問題を抱える女性からの相談を受けている女性相談支援員の相談内容の約6割が、DV・ストーカー被害に関する相談となっています。神奈川県が令和5年度に実施した、困難な問題を抱える女性への当事者調査によると、DV被害者の7割以上が、DV以外にも複合的な課題を抱えていると調査結果に出ています。

県では令和8年度当初予算案で、ストーカーや配偶者による暴力の被害者を守るため、神奈川県警より防犯カメラを無償で貸し出す事業へ853万円を計上しています。

既存のDV防止法やストーカー規制法には、被害者保護や自立支援の実効性が不十分であり、規制・取締りに軸足が置かれ、生活再建支援や再発防止の取組が十分ではないなどの課題があり、警察、行政、民間支援団体の切れ目のない連携がなければ、被害者を守る仕組みとして真に機能することはできません。

そのため、条例制定に当たっては、関係機関が確実に連動できる仕組みを構築するとともに、警察・行政など各機関の役割と責務を明確に定めることが不可欠です。川崎ストーカー事件の教訓を決して風化させることなく、当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みづくりを神奈川県として着実に築いていくことが、強く求められています。



あらい絹世の 歩いて見る！

磯子のまち あれ？ これ？

中原 1～4丁目 (〒235-0036) 人口：8,856人 世帯数：4,999世帯 (令和8年2月現在)

中原は江戸時代まで久良岐郡に属する森雑色村、森公田村の一地域で、そこから平坦な土地が分村して森中原村となり、その後周辺の村々と合併して屏風ヶ浦村の大字中原を経て1927(昭和2)年、横浜市の区政施行に伴い磯子区中原町となりました。分村した経緯から、村の領域は比較的小さく海岸線沿いに集中していました。大正から昭和20年頃までは風光明媚な海岸線が広がり、別荘地や海水浴場として知られ、海岸部では海苔やアサリの養殖や採取・行商がおこなわれ、内陸部では昭和10年から20年頃にかけてカーネーションや菊などの花卉栽培が盛んに行われていました。初めは外国人のための花づくりでしたが、日本人たちも初めて目にする西洋花の美しさに評判が高まり、昭和15年には中原在住の井野喜三郎氏がカーネーションの新品種「コーラル」を開発、紅赤色の鮮やかさと日持ちが良いなど、国内外で評判となり、その功績により昭和59年に神奈川文化賞を受賞しました。

中原3丁目4番地には昭和40年頃まで山の湧き水を貯めた面積約2000㎡の農業用水用の人工池があり、この辺りを「池の端」と呼ばれていたそうで、年輩者の間では今でもその名が出てきます。中原4丁目にある熊野神社の入口にある石造の鳥居(1936年建立)が2024年8月の神奈川県西部を震源とする地震などが原因と思われる亀裂が鳥居の水平に通された貫(ぬき)と呼ばれる部分に見つかりました。神社奉賛会が中心となり、広く鳥居修復への募金を呼びかけ、2025年5月末に修復工事が完了し8月の祭礼に間に合いました。熊野神社ではホームページを作成して自然豊かな神社の四季折々の様子を発信しています。

*約3年間、磯子区全33町の歴史、出来事を調べ歩いてまいりましたが、今号で完歩となりました。
次号からは2027年10月に磯子区政100周年を迎えるにあたり、磯子区100年を歩いてまいります。

「神奈川県庁舎 各階」 福祉子どもみらい局 みらい部 私学振興課

私学振興課は、私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校)の教育振興を所管する部署です。主な業務として、県内の私立学校に通う児童・生徒等に関する教育相談、私立学校や学校法人の設置認可、就学支援金や学費補助に関する事務などを担っています。県内の私立学校が安心して教育を行い、子どもたちが家庭の事情に左右されることなく学べる環境を整える、大変重要な役割を果たしています。また、安心して私立学校で学べるよう、学費支援制度も設けられています。これは、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金や授業料を補助する制度です。令和8年度は、国の高校無償化の見直しを前提に、授業料補助の所得制限を撤廃し、県独自の上乗せにより、県内平均授業料である最大48万円まで支援することで、私立高校等の授業料実質無償化を進める予定です。さらに、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯を対象に最大21万2千円まで、年収約270万円以上750万円未満の世帯には10万円を支援するとされています。こうした取組により、子どもたちの学びの機会が守られ、家庭の経済状況にかかわらず、自分に合った学びの場を選びやすくなります。

令和8年度の授業料・入学金補助額(年額)

年収目安 両親・中・高生の4人家族で、両親の一方が給与所得者世帯の年収を目安	所得区分 (令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額)	授業料補助		入学補助金	補助上限額 学校の授業料や入学金を超えた額は支給されません。
		高等学校等就学支援金【新制度】 国の制度	学費補助金		
生活保護所帯	令和8年1月1日時点で生活保護				
住民税非課税所帯	「市町村・県民税の所得割額」の合算額が0円	457,200円	22,800円	212,000円 →	授業料 480,000円 入学金 212,000円
270万円～750万円未満	227,100円未満	通信制 337,200円	通信制 142,800円	100,000円 →	授業料 480,000円 入学金 100,000円
750万円以上	227,100円以上			→	授業料 480,000円

昭和43年 横浜市磯子区生まれ。 明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業。

日商岩井株式会社に8年、株式会社メタルワンに5年勤務。

平成23年 神奈川県議会議員選挙 初当選 以後連続4期トップ当選。

県民スポーツ常任委員会・厚生常任委員会・予算委員会など各委員長を歴任。

現在 厚生常任委員会、安全安心・未来環境特別委員会、予算委員会各委員、かながわ自民党副幹事長。

